

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2019年6月20日
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湯淺 英雄
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 渡具知 武之
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 渡具知 武之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月13日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2019年6月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金68円00銭

その他の剰余金の処分に関する事項
 増加する剰余金の項目とその額
 別途積立金 5,600,000,000円
 減少する剰余金の項目とその額
 繰越利益剰余金 5,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の多角化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(12) (記載省略)	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(12) (現行どおり)
(13) 雑貨、衣類、工芸品、食品、酒類、医薬部外品、健康食品、化粧品等の物品販売	(13) <u>事務用機器、事務用消耗品、雑貨、衣類、工芸品、食品、酒類、医薬部外品、健康食品、化粧品等の物品販売、リース及びレンタル</u>
(14)~(19) (記載省略)	(14)~(19) (現行どおり)
(新 設)	(20) <u>海底ケーブル及びこれに付帯する設備の運用、保守、販売、賃貸及びこれらの請負</u>
(新 設)	(21) <u>データセンターの運用及び賃貸に関する事業</u>
(新 設)	(22) <u>医療機器等の販売及びヘルスケア関連事業の企画、運営、商材販売</u>
(新 設)	(23) <u>電気及びガスの供給、販売に関する事業</u>
(20) (記載省略)	(24) (現行どおり)
第3条~第40条 (記載省略)	第3条~第40条 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、湯淺英雄、仲地正和、山森誠司、友利克輝、小祿邦男、田中孝司、阿波連光及び

東海林崇を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件
監査役として安里昌利、金城棟啓及び三井智を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件
当事業年度末時点の取締役（社外取締役を除く。）3名に対し、役員賞与を総額19百万円支給する。 なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議によることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	245,135	6,561	-	(注)1	可決 (95.82%)
第2号議案	245,113	6,583	-	(注)2	可決 (95.81%)
第3号議案				(注)3	
湯浅 英雄	226,054	25,642	-		可決 (88.36%)
仲地 正和	237,344	14,352	-		可決 (92.77%)
山森 誠司	241,974	9,722	-		可決 (94.58%)
友利 克輝	242,001	9,695	-		可決 (94.59%)
小祿 邦男	234,113	17,583	-		可決 (91.51%)
田中 孝司	241,938	9,758	-		可決 (94.57%)
阿波連 光	241,861	9,835	-		可決 (94.54%)
東海林 崇	248,271	3,425	-		可決 (97.04%)
第4号議案				(注)3	
安里 昌利	208,872	42,823	-		可決 (81.64%)
金城 棟啓	209,583	42,112	-		可決 (81.92%)
三井 智	198,168	53,527	-		可決 (77.46%)
第5号議案	251,463	233	-	(注)1	可決 (98.29%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上